

一般質問

町政を問う

一般家庭用火災警報器設置の周知を図れ

周知の啓発普及に努める



後迫 哲矢 議員

消防法が改正され、一般住宅用の火災警報器の設置が義務付けられ、その施行によって鹿児島県でも新築住宅は平成18年6月1日から、既存の住宅は平成23年5月31日までに設置するよう義務付けられている。

近年、火災による死者が増加しており、特に65歳以上の高齢者の死亡率は60%を越えている。

国は火災による死者の増加に考慮して消防法を改正し、自らの生命財産を守るため警報器の設置を進めているが、適用

期間が長いこともあって設置率が低く、全国の数値は10%台と報じている。

未設置の理由は、設置義務が周知されていないことを第一の理由としてあげている。本町の設置状況はどうか町長の答弁を求める。

新築住宅は95棟、既存住宅は把握していない

町長

平成18年6月1日から19年12月10日までの新築住宅では95棟設置、既存の住宅は調査していないので把握していない。全国的に焼死者が増加しているため、火災警報器の設置義務の周知をあらゆる機会を捉え啓発、普及に努める。

5年間の住民への周知計画は

後迫議員

消防法では、設置義務の猶予期間が5カ年となっている。町として5カ年間の周知計画はあるのか。

広報紙への掲載

消防団との連携

自治公民館等で周知

町長

定期的に町の広報紙への掲載や特に町の消防団の協力を得ながら自治公民館長会等を通じて周知できるように計画的に進める。

広報紙で分かりやすい

周知と具体的例示は

後迫議員

町民の方々に設置が義

務付けられていることをより分かりやすく町民に知らせられないか。

先進市町の取り組みを参考に検討

町長

全国の事例など参考により分かりやすい内容の検討をする。

ポスター配布や防災無線での放送はできないか

後迫議員

周知の効果を上げるため分かりやすいポスター配布や防災無線での放送

はできないか。

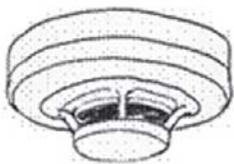
効果ある周知方策を検討

町長

町民の方々の生命財産を守る観点から自助努力の必要性も考え、町として出来るだけ火災警報器の設置が計られるよう周知に努力する。

住宅用火災警報器とは、火災が発生した時の煙や熱を自動的にキャッチし、いち早く警報で知らせる装置です。また、戸外にベルなどを取り付けて近隣に知らせるものもあります。「天井取付式」と「壁取付式」があり、誰でも簡単に取りつける事ができます。

天井取り付付き



壁取り付付き

